

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ウズベキスタ ン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	国境税関大型貨物用検査機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	467,000千円 H22.3.31まで	H22.3.1 タシケン トで (同日)	日本側 平岡 邁在 ウズベキスタン大使 側 エリヤ ル・ガニエフ副首相兼対 外経済関係投資貿易大臣	H22.3.16 98号
ウズベキスタ ン	アリシエル・ナボイ国立アカデミー・ボリショイ劇場音響、照明及び視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	アリシエル・ナボイ国立アカデミー・ボリショイ劇場音響、照明及び視聴覚機材整備計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	33,200千円 H24.10.31まで	H22.3.1 タシケン トで (同日)	日本側 平岡 邁在 ウズベキスタン大使 側 アブド ウラ・アリボフ副首相	H22.3.16 99号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	233,000千円 H27.12.31まで	H22.7.15 タシケン トで (同日)	日本側 平岡 邁在 ウズベキスタン大使 側 アブド ウラ・アリボフ副首相	H22.7.28 355号
ウズベキスタ ン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画（第二次）のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	国境税関大型貨物用検査機材整備計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入	360,000千円 H26.2.28まで	H22.9.16 タシケン トで (同日)	日本側 平岡 邁在 ウズベキスタン大使 側 エリヤ ル・ガニエフ副首相兼対 外経済関係投資貿易大臣	H22.10.1 427号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。